

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	5	市民の権利及び責務	市民の権利	() については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				<u>1 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有します。</u>			
				<u>2 まちづくり(市政)に参画(参加)する権利</u>			
				市の執行機関等及び市議会と協働し(協力関係を保ちつつ)、私たちのまち熊本市をつくりあげていくためにまちづくり(市政)に参画(参加)する権利			
				<u>3 情報を求める権利</u>			
				市の執行機関等及び市議会に対し、市民参画の前提となる、知る権利としての情報を求める権利(知る権利及び取得する権利)			
				<u>4 意見表明し提案する権利</u>			
			市民の責務	<u>5 個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、安心して安全な生活を営む権利</u>			
				<u>6 等しく行政サービスを受ける権利</u>			
				<u>7 協働請求権及び協働拒否権</u>			
			市民の責務	<u>1 発言と行動に責任をもつ</u>			
				市政への参画に当たっては、私たちのまち熊本市を創造する自治の主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもつこととします。			
				<u>2 市政への参画</u>			
				まちづくりにおける(住民自治における)自らの果たすべき責任を自覚し、積極的に市政に参画するよう努めます。			
			事業者の責務	<u>3 まちづくりに取り組む</u>			
				自らまちづくりに取り組みます。			
			事業者の責務	<u>1 市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</u>			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	6	市議会の役割と責務	市議会の役割と責務	()については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				1 意見の聴取 住民の代表としての市議会は、市民の信託に応え、意思決定機関として及び市の議決機関として、広範な意見の聴取や市民の多様な意見の集約に努めます。			
				2 市政運営の監視 まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視します。			
				3 政策立案 政策立案等を行います。			
				4 公平及び公正かつ誠実さを持って市民の福祉の向上に努めます。			
				5 公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。			
				6 情報公開・開かれた議会 市議会は、市議会が保有する情報を積極的に公開及び提供するとともに、会議の公開を原則とし、議会の活動を積極的に広く市民に広報するなど、開かれた議会運営に努めます。 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。			
				7 必要かつ十分な会議 市民の意見が適切に反映されるよう、必要かつ十分に会議を行います。			
			市議会議員の責務	1 政策提案・誠実な職務遂行 市議会議員は、市民全体の利益のために、政策立案能力の向上に努め、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のために誠実に職務を行います。			
				2 条例遵守 市議会議員は、市民の代表として市民の信託に応え、この条例を遵守します。			
				3 市政運営の監視・意見聴取 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取に努めます。			
				4 情報公開・説明責任 市議会議員は、公人としての自らの情報を公開するとともに、説明責任を果たさなければなりません。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	7	市の執行機関等の役割と責務	市長の責務	() については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				1 公平及び公正かつ誠実な市政運営 市長は、市民の信託に応え市の代表として公平及び公正かつ誠実に市政運営を行わなければなりません。			
				2 条例の遵守 市長は、市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現するため、この条例を誠実に遵守しなければなりません。			
				3 就任にあたっての宣誓 市長は、就任にあたっては、日本国憲法で保障された地方自治権の一層の拡充と、この条例を遵守し、職務を執行することを宣誓しなければなりません。			
			市の執行機関の責務	1 公平・公正かつ誠実、透明性の高い市政運営 市民の信頼に応え(市民の信託を受けて、その権限を委任され)、責任を負っていることを自覚し、職務を公平及び公正かつ誠実に、透明性の高い市政運営を行わなければなりません。(市民の信頼を得るものでなければならない。)			
				2 行政サービスの質を高めること 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質や市民の満足度を高めなければなりません。			
				3 最小の経費で最大の効果 市民の福祉の増進を図るとともに、最小の経費で最大の効果を挙げなければなりません。			
				4 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること			
				5 参画機会の拡充と意見や提案の施策への反映 市の執行機関は、市政への市民参画機会を保障し拡充するとともに、市民から提出された意見や提案を総合的に検討し、応答を公開し、施策に反映させます。(必要な施策を講じなければなりません。)			
				6 積極的な情報公開と説明 市の執行機関は、保有する情報を積極的に公開し、わかりやすく市民に説明します。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
役割	7	市の執行機関等の役割と責務	市の職員の責務	()については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				1 知識及び能力の修得とその向上 市の職員は、自らの責務を遂行するために、必要な知識及び能力の修得とその向上に努めなければならない。			
				2 自己研さん 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励まなければなりません。			
				3 日本国憲法及び条例遵守 市職員は、市民全体の奉仕者として、日本国憲法及び条例を遵守しなければなりません。			
				4 市民の視点に立ち、公平公正誠実な職務遂行 全体の奉仕者として市民の視点に立ち(市民との協働の視点に立ち)、公平及び公正かつ誠実に職務を行います。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	8	参画及び協働の原則		() については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				1 参画と協働によるまちづくりに取り組む 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、対等な立場に立ち、お互いの知恵と力を出し合って、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。			
				2 情報提供と参画機会の拡充 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民の市政情報の提供と、市政への参画機会の拡充等に取り組まなければなりません。			
				3 平等 参画及び協働による熊本市のまちづくりは、それぞれの市民が有する諸違いに配慮し、お互いが平等であることを認識して進めます。			
				4 男女共同参画 参画と協働によるまちづくりは、「男女協働参画社会基本法」の理念を踏まえ、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。			
				5 市の執行機関の不関与 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、市の執行機関の不当な関与を受けません。			
	9	青少年・子どもの参画		6 参加・不参加による不利益 参画及び協働による熊本市づくりの活動は、市民が活動への参加又は不参加を理由に不利益を受けることはありません。			
				1 青少年・子どものまちづくりへの参画 青少年・子どもは、個人として尊重され、まちづくり(年齢に応じて、熊本市の自治)に参画する権利を有します。			
				2 青少年・子どもの意見表明・提案 青少年・子どもは、熊本市の自治に関して、自らの意見を表明及び提案することができます。			
				3 青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくり 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもを市民として尊重し、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	10	市民参画制度、施策への反映		() については、表記の仕方が二通り以上あるもの			
				1 市民参画制度 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。(市民参画及び協働のための制度及び手続きを、別に条例で定めます。)			
				2 参画機会の拡充 市の執行機関は、市民の市政への参画が保障されるよう、市民への市政情報の提供と、市政への参画を拡充しなければなりません。			
				3 市民参画の手法の選択と公表・実施 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて、適切かつ効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。			
				4 施策への反映 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。			
				5 市民意見提出手続(パブリックコメント手続) 市の執行機関は、市政運営に係る重要な施策や計画の策定、市民の生活や活動等に重要な影響を及ぼす条例等の制定又は改廃にあたっては、事前に趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見の提出を求め、施策に反映させるよう努めるとともに、当該意見に対する市の考え方や意見の取り扱い等を広く公表するものとします。			
				6 提言・意見を受ける制度と対応機関の設置 市の執行機関は、市民からの政策提言及び意見の提案を受ける制度を別に条例で定めるとともに、そのための対応の機関を設置するものとします。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	11	市民活動団体との協働		() については、表記の仕方が二通り以上あるもの 1 市民活動団体との協働・連携 市の執行機関等は、公共の福祉や公共の利益及び社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と情報を共有し連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備し、必要な支援等に努めます。			
	12	コミュニティ（地域のまちづくり）		1 自主自立の地域づくりの推進 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。			
				2 コミュニティにおける市民の役割 市民は、熊本市の重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努めます。			
				3 役割の自覚と互いの尊重 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、市民としてのルールとマナーを守り、互いを十分に尊重しながら進めることとします。			
				4 新しい公共の仕組みづくり 市民及び市の執行機関は、地域の自治を支えるコミュニティを尊重し、協働で担う新しい公共の仕組みづくりに取り組みます。			
				5 地域のまちづくりの支援 市の執行機関等は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。			
				6 コミュニティの定義 コミュニティとは、市民一人ひとりが、自ら豊かな暮らしをつくりことを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいいます。			

カテゴリー	番号	項目名	小項目名	内 容 () については、表記の仕方が二通り以上あるもの	判 断		
					盛り込む	盛り込まない	検討する
参画・協働	29	対話の原則		1 対話の原則 前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかねばなりません。この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。			
	30	まちづくり条例の整備		1 参画と協働によるまちづくり条例等の整備 市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。			
				2 条例の制定にあたっての3者の協議 参画と協働は、まちづくりの根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。			